

日本国奈良県と中華人民共和国陝西省の 友好提携締結に関する協定書

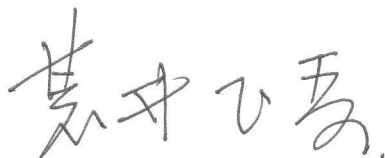
日本国奈良県と中華人民共和国陝西省は、日中共同声明の原則に則り、両県の友好協力の発展と両県省民の相互理解と友好を増進させるため、友好的な協議を経て、2011年9月2日に正式に友好県省関係を締結することに合意した。

双方は、平等互惠の原則に基づき、両県省間の友好交流と経済貿易交流を促進し、科学技術、文化、観光、体育、教育、文化財保護、環境保護などの分野において、積極的に交流と協力を展開する。

本協定書は日本語と中国語により2通作成し、双方が署名した後、各1通ずつ保管する。両協定書は同等の効力を有する。

本協定書は署名当日より効力を生じる。どちらか一方から関係解消の提案があった場合、双方の協議によって決定するものとする。

日 本 国
奈 良 県 知 事



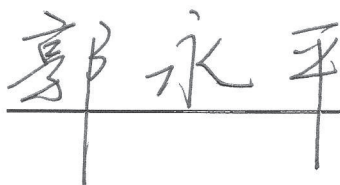
立会人
日 本 国
奈 良 県 副 知 事



中華人民共和国
陝 西 省 人 民 政 府 省 長



立会人
中華人民共和国
陝 西 省 人 民 政 府 高 級 顧 問



2011年9月2日 日本国奈良県